

議案第 89 号

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

桐生市道路占用料徴収条例(平成 17 年桐生市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	440 円
	第 2 種電柱		680 円
	第 3 種電柱		920 円
	第 1 種電話柱		400 円
	第 2 種電話柱		630 円
	第 3 種電話柱		870 円
	その他の柱類		40 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	4 円
	地下に設ける電線その他の線類	1 年	2 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	390 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	240 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	790 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,700 円
その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	790 円	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき	17 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル		24 円

掲げる物件	未満のもの		1年	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			36円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			71円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			95円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			170円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			240円
	外径が1メートル以上のもの			470円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				790円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			870円
	地下に設ける通路			520円
	その他のもの			790円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	17円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	170円
令第7条第1号に掲げる物	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	170円

件			ルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700円
	標識		1本につき1年	630円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17円
		その他のもの	1本につき1月	170円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700円
		その他のもの		870円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	170円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			ルにつき1月	79円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて

			得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が一のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が三以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

を
「

占有物件		単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	510円
	第2種電柱		790円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		460円
	第2種電話柱		730円
	第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		46円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	450円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき 1年	270円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	910円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,900円

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円
	外径が1メートル以上のもの		550円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			910円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		930円
	地下に設ける通路		560円
	その他のもの		910円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19円

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 190円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 1,900円	
	標識		1本につき1年	730円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円
		その他のもの	1本につき1月	190円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円
		その他のもの		930円
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	910円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に			91円	

掲げる施設				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が一のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が二のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が三以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額		

	その他のもの	Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条第13 号に掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動車国道若し しくは自動車専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて 得た額

に改め、同表備考8中「7により」を削り、同表備考中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 占用の期間が1月未満である場合の占用料の額は、この表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率との合計に1を加えた数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 89 号 桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

道路法施行令の一部改正に伴い、桐生市が徴収する道路占用料について、所要の改正を行おうとするものです。